

加賀市地域資源プロモーション事業委託業務
公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「加賀市地域資源プロモーション事業委託業務」（以下、「本業務」という。）を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により受託者を選定するために必要な事項を定める。

1 事業概要

(1) 目的

本業務は、3温泉を有する観光都市であり、九谷焼や山中塗などの工芸が盛んなものづくりのまちである本市の魅力ある資源（食、文化、歴史、人、技術、自然等）を活かし、本市の社会的認知度を高め、関係人口や移住者の増加につなげるため、全国に向けた広報・情報発信を行い、地域ブランド力の向上につなげることを目的とする。

(2) 業務名

加賀市地域資源プロモーション事業委託業務

(3) 業務内容

- ① オフラインイベントの企画および開催
 - ・ 1 回開催
- ② 自治体パンフレットの制作
 - ・ 6,000 部程度
- ③ 前各号に掲げるもののほか、本業務の目的達成に必要な業務
 - ・ メディア、SNS への出稿など

(4) 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

ただし、契約締結日までは準備期間とする。

なお、準備期間に発生する費用について、受託者の負担とする。

2 業務に要する費用(予定価格) 6,215,000 円(税込)

なお、見積書の金額が、業務に要する費用(予定価格)を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加する者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により破産手続開始の申立てがなされていないこと
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てをして

いないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

- (4) 加賀市の市税、料金及び国税について滞納がないこと。加賀市に納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村民税及び固定資産税・都市計画税を滞納していないこと。
- (5) 役員（法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、顧問、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）が、加賀市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて、社内ルールや法令遵守（コンプライアンス）の仕組みが整備されていること。
- (8) 加賀市建設工事等請負業者の指名停止に関する要領（平成 17 年 10 月 1 日決裁）の規定による指名停止の措置を、公示日から受託候補者選定の日まで（指名型の場合は、指名通知日から受託候補者選定の日まで）受けていないこと。

4 参加表明及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加表明

① 提出資料

- ・参加表明書（様式第 1 号）
- ・参加資格を証明する書類

	書類の名前
①	登記事項証明書（全部事項証明書。履歴事項証明書でも可）
②	【市民税】法人市民税・固定資産税の滞納がない証明書 ※1
③	【国税】「法人税」及び「消費税及地方消費税」についての未納税額の無い納税証明書
④	財務諸表（決算報告書又は事業報告書） ※2
⑤	誓約書（加賀市暴力団排除条例） ※3

※ 各証明書については、提出する日の 3 か月以内に発行されたものを提出すること。

※1 加賀市内に在住又は本社、支社、支店等がある場合のみ提出すること。

※2 直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を提出すること。

※3 別紙の「誓約書」様式を記入し提出すること。

② 提出期限

令和 8 年 8 月 12 日(水)15 時(必着)

③ 提出方法

提出資料を担当部署へ郵送又は持参

(2) 参加資格の確認結果の通知

参加表明書を提出した者全員に対し、8 月 17 日(月)までに参加資格の確認結果の通知を書面で行う。

5 質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和 8 年 8 月 4 日(火)15 時まで(必着)

(2) 提出方法

別添の質問書(様式第 2 号)により、電子メールにて提出すること。

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。

(3) 回答日

令和 8 年 8 月 7 日(金)

(4) 回答方法

市ホームページに掲載

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

① 企画提案書(様式第 3 号) 5 部

ア 以下の項目について記載すること。

(ア) 業務の実施方針

(イ) 実施スケジュール

(ウ) 業務実施体制

(エ) 業務フロー

(オ) 実施内容

イ 企画提案書は、A 4 版縦、横書き、左綴じとし、表紙に「加賀市地域資源プロモーション業務委託企画提案書」と標記し、余白に会社名を表示すること。なお、文字サイズは 10 ポイント以上とすること。

ウ 企画提案書は、50 ページ以内とする。

エ 参加者は、一つの提案しか行うことができない。

オ 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

② 会社概要(様式第 4 号) 5 部

③ 類似業務実績書(様式第 5 号) 5 部

④ 見積書 5 部

※見積りの総額及び内訳について、作成すること。(任意様式)

(2) 作成要領

本要領を参照すること。

(3) 提出期限等

① 提出期限

令和8年8月19日(水)17時まで(必着)

② 提出場所

加賀市役所総務部企画課

〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町二 41 番地

③ 提出方法

持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(4) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

7 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 審査会

企画提案についてのヒアリング等を実施し、下記8で示す審査基準に基づいて最も優れている提案を選定する。

実施日：令和8年8月25日(火)予定

(2) 審査結果の通知

審査結果を電子メールにより通知する。

8 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

(1) 業務実績 30／100 点

(2) 企画提案の内容・実施体制 60／100 点

(3) 見積書 10／100 点

(4) ヒアリング等の内容(審査会時) 50 点

9 日程

実施要領等の公表(公募開始) 令和8年7月30日

質問受付締切 令和8年8月4日 15時まで

質問回答 令和8年8月7日

参加表明書の提出締切 令和8年8月12日 15時まで

参加資格の審査・確認結果通知 令和8年8月17日(予定)

企画提案書等受付締切 令和 8 年 8 月 19 日 17 時まで

審査会 令和 8 年 8 月 25 日（予定）

結果通知 令和 8 年 8 月 26 日（予定）

契約締結 令和 8 年 9 月上旬（予定）

業務開始 令和 8 年 9 月上旬（予定）

10 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 見積書のコツ額が、「2 業務に要する費用（予定価格）」を超過したもの

11 契約

受託候補者の選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。

なお、その際には、選定された者は改めて見積書を提出するものとする。

また、契約金額（税込）が 300 万円以上の場合、契約保証金（契約金額の 10%以上）の納付が契約時に必要となる。ただし、加賀市財務規則第 143 条第 3 項の規定により免除、猶予をする場合がある。

12 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないととも、提出者の選定以外には提出者に無断で使川しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 加賀市情報公開条例（平成 17 年条例第 16 号）に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象となる。

ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、選定に影響が出るおそれがある情報については選定後の公開とする。

また、プロポーザルの実施や選定過程、結果等については、市ホームページで公表する。

13 担当部署（提出・問合せ先）

加賀市役所総務部企画課

石川県加賀市大聖寺南町二 41 番地

電話番号 0761-76-5709

E-mail furusato@city.kaga.lg.jp